

両大戦間期イギリスにおける家族手当構想と 福祉国家の起源

原, 伸子 / HARA, Nobuko

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

6

(発行年 / Year)

2017-06-12

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 12 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380260

研究課題名(和文) 両大戦間期イギリスにおける家族手当構想と福祉国家の起源

研究課題名(英文) The State Endowment for Mothers and Children and the Origins of Welfare State in 1920's to 1930's in Britain

研究代表者

原 伸子 (HARA, Nobuko)

法政大学・経済学部・教授

研究者番号：00136417

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、両大戦間期イギリスにおけるエレノア・ラスボーンによる家族手当構想(家族手当法は1945年に制定)に焦点をあてて、その構想が福祉国家の起源であることを明らかにすることである。筆者はとくに、リヴァプール大学やロンドン大学Women's Libraryにおけるラスボーン文書など(Rathbone 1913、1917など)を調査することによって、ラスボーンによる当時の貧困地域(リヴァプールの港湾地区)におけるひとり親世帯(とくにシングルマザー)の研究に着目した。そこで明らかになったのは、ラスボーンは、母性主義の視点を超えて無償労働であるケア(育児)の意味を解明しようとしたことである。

研究成果の概要(英文)：In this study author's principal aim is to investigate the making of Family Allowance and the origins of the welfare state in Britain. Particularly I focus on Rathbone's two papers. First paper is the research of the widows and their children in Liverpool under the Poor Law, which was implemented and presented at the Liverpool Industrial Council by Rathbone on Dec., 11th 1913. Second one is the paper on the Remuneration of Women's Services by Rathbone in 1917. It was found through examination of these papers that the insufficiency of out-relief under Poor Law is the cause of children's poverty and Family Allowance, which came into force in 1945, is the appraisal of women's unpaid work at home.

研究分野：福祉国家とジェンダーの理論的・政策的研究

キーワード：福祉国家 ジェンダー 家族政策 子どもの貧困 イギリス 20世紀初頭

1. 研究開始当初の背景

(1) 研究状況

戦間期イギリスにおける家族手当制度に関する研究は、これまでも一定の蓄積がある。それらは大きく四つに分けられる。第1は伝記的視点、第2は政策的視点、第3はジェンダー視点、そして第4は制度史の視点である。以下、本研究の背景として、第3と第4の研究状況に焦点をあててそれぞれの研究状況を述べる。

ジェンダーの視点

J.Lewis(1991)、P.Thane(1991)、S.Pedersen(1993)、今井けい(1992)、深澤和子(2003)、などによる研究は、女性協同組合ギルドや労働党女性部などの女性諸団体、平等市民協会全国連合などのフェミニズム団体に関する資料を詳細に分析し、1920年代前半、国家による全母親に対する普遍的手当をめざす母親手当運動が展開した経緯を描いた。

制度史の視点

赤木(2006、2008、2011)の一連の研究は、政策的視点やジェンダー視点による先行研究を丹念に検討したうえで、そこに欠落している論点を析出した。それは、当時の制度的配置と家族手当構想との関係を明らかにした。つまり、女性団体をはじめとする慈善団体、労働組合、政策主体に関する一次資料を用いることによって、多様な構想の変遷を明らかにした。赤木は従来の研究が政策史やジェンダーに拘泥してきた結果、実態に関する分析が欠落していることを批判した。

(2) 本研究の視点

本研究は現代の福祉国家の抱える問題、とくに公私二分法と女性の無償労働との関係、

すなわち「ウルストンクラフトのジレンマ」(C.Pateman 1989:197、原 2016:44)への視座を、20世紀初頭のイギリスにおけるラスボーン思想を探ることである。18世紀末のフェミニスト思想家の名を冠した「ウルストンクラフトのジレンマ」とは、福祉国家の公私二分法と女性のシチズンシップとのジレンマをさす。その論点は、家族におけるケアと市場における労働、そして女性のシチズンシップとの両立をどのように説明するのかということである。本研究では、これまでのジェンダー視点による研究蓄積と制度史の視点による蓄積を踏まえたうえで、あらためて家族手当構想におけるフェミニズム運動の視点を明らかにする。

2. 研究の目的

(1) 第一の目的は、両大戦間期イギリスにおいて家族支援協会(1917年設立)や児童最低生活保障協議会(1934年設立)の活動において中心的役割を果たしたエレノア・ラスボーンによる家族手当構想に焦点をあてて、その構想が福祉国家の起源である所以を明らかにすることである。ここでは思想史的方法を用いて、20世紀初頭のラスボーンの諸資料における家族手当構想にいたる過程を明らかにする。

(2) 第二の目的は、ラスボーンの家族手当構想が現代の福祉国家に対してもフインプリケーションを明らかにすることである。前述のように、ラスボーン思想は福祉国家の公私二分法における「ウルストンクラフトのジレンマ」を明らかにした上で、家族における無償労働の意味を評価する方向性を明示したものである。従来、ラスボーン家族手当構想については、20世紀初頭の女性参政権運動や

男女賃金不平等に関する論争と対比させた上で、母性主義にもとづくものであるという見解が主流をなしていた。けれども、本研究ではそのような整理がフェミニズムの平等思想を市場側面（公の側面）に限定して理解する狭隘な見解であることを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 一次資料の調査

ラスボーンの家族手当構想については、一次資料について、赤木（2011 他）による有益な紹介がある。本研究では、それらの紹介を参考にしながらも、さらにラスボーンの文献・手紙、家族手当協会、児童最低生活保障委員会などの各種資料に見られる思想に焦点をあてた。とくに、男女平等に関するフェミニスト視点、家族理論、子どもの貧困について調査した。本研究期間の平成 26、27 年度に、筆者は、University of Liverpool 図書館、および、LSE (London School of Economics and Political Science) の The Women's Library において、Rathbone Papers を調査した。

(2) 現代の家族政策との関連を探る

筆者はこれまで、福祉国家の動態化の重要な要因として家族政策に着目してきた（原 2007、2016）。それは、家族における資源配分すなわち、家族内部の女性が担う無償労働の評価に対して公的責任を明確にすることが、福祉国家の在り方を規定すると考えるからである。特に注目されるのは、2007 年以降のドイツの家族政策の変化である。日本と同様に、家族主義が根強い保守主義型福祉国家であるドイツでは、2007 年に男性の育児休業を積極的に組み込み、67%の所得補償を 1 年 2 か月

保障する家族政策を導入した。その結果、2007 年以前は 5%であった男性の育児休業取得率は現在、30%に増大している。ドイツでは、ワークライフバランス政策を公的な時間政策として明確に規定した。筆者は、平成 28 年度にドイツにおける家族政策の動向を調査するとともに、ベルリン自由大学、フンボルト大学のジェンダー研究者と意見交換を行った。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

ラスボーンの数多くの研究や調査報告書のなかで、ここでは四つの文献（Rathbone 1903、1913、1917、1924）を取り上げながら、家族手当構想の成立過程を考察する。

ラスボーンは、1917 年に家族支援協会を設立し、その後、1945 年に成立した「家族手当法」にいたる運動をけん引した慈善活動家、理論家、そして議員であった。また 1919 年には女性参政権運動のナショナルユニオン NUWSS (National Union of Women's Suffrage Societies) の代表となっている。以下、第一次大戦前と後に分けてラスボーンの家族手当構想に至る過程を見ることにする。

第一次大戦前

・19 世紀末から 20 世紀初頭は、「国民的効率」運動が展開するのであるが、それは同時に、資本主義の成熟がもたらした貧困問題への対応であったとも言える。19 世紀末からのチャールズ・ブースによるロンドンの貧困調査、シーボーム・ラウンツリーによるヨークの貧困調査が行われたのもこの時代である。Rathbone(1903)は、エレノア・ラスボーンの子供ウィリアム・ラスボーンが市の委託で手がけたリヴァプール・マージーサイドのドックの日雇い労働者の貧困状態に関する調査研

究を父親の死後に引き継いだものである。そこには、労働者群が正規労働、季節労働、日雇い労働に分類されて、日雇い労働者の不安定な貧困状態が描き出されている。

・Rathbone(1913)は、当時救貧委員会によって注目されていた寡婦とその扶養家族である子どもに対する院外救済と貧困の実態を、リヴァプールの実態調査によって裏付けたものである。そこではリヴァプールの205名の院外救済をうけている寡婦家族の貧困状態と、救貧委員会によるイギリス全土の数値とが比較されている。救貧委員会は、イギリス全体の院外救済の母親とその世帯の状態を次の三つに分けていた。良好な健康状態の母親(51%)、深刻ではないが、しばしば病気する母親(34%)、深刻な病気を有しており、健康状態が非常に悪い母親(15%)。つまり、ここからは何らかの病気をもち健康状態がよくない寡婦が約半分をしめることが明らかになっているが、リヴァプールも同様の状況であること、院外救済が不十分であることが明らかになっている。

第一次大戦後

・第一次世界大戦前における寡婦とその子どもの貧困研究のあと、Rathbone(1917)では理論的に興味深い論点が提起される。ラスボーンの基本的立場は次のとおりである。第一に、男性の賃金は個人的成果に対する報酬という性格が強くて、必ずしも妻と子どものニーズを含んでいない。第二に、女性は妻として母親としての労働に対して報酬を与えられていない。ここから、不釣り合いなほど多数の子どもの貧困が生じているというものである。こうしてラスボーンは、Rathbone(1924)において、家族手当による妻の無償労働への報酬とそれによる子どもの貧困状態の解消への道

筋を描く。もちろん、このような構想の背景として、戦争中に実施された「別居手当 separation allowance」という無拠手当が軍人の妻子という限定された対象に対してであるが支給されたことは大きい。しかしRathbone(1917)では、女性の「現実の困難」とは、女性が一方で産業労働者であり、他方で労働者階級の母親であるという二つの役割の実現は困難であることが明確に主張されている。ここから興味深いのは、当時の、同一労働同一賃金の運動に関して、女性と男性が市場で同一の条件で競争することが前提されていることを非現実的であると批判する。

(2) 得られた成果の位置づけ

上述の内容は、基本的には、Lewis(1991)やPedersen(1993)の主張を裏付けるものである。

しかし、さらに以下の資料的・理論的意義があると考えられる。

Rathbone(1903),Rathbone(1913)という一次資料を検討することによって、ラスボーンにとっての重要問題は、貧困問題、とくに子どもの貧困問題と女性の無償労働の評価との関連であったことを明らかにした点にある。この視点は、家族手当構想のコアをなすと考えられる。また以上の一時資料はこれまで、わが国では取り上げられていない。

Rathbone(1917)はこれまでよく検討されたのであるが、もっぱら賃金論としてであった。しかし、そのような性格付けは一面的である。むしろ、ラスボーンの主張は、当時のフェミニストによる男女同一賃金(さらに同一労働同一賃金構想)論の市場主義的リベリズムにおける家族の無償労働の軽視にあったと考えられる。この視点は、ひるがえって、

「女性活躍推進法」など、現代のフェミニズムが直面する問題の深層を照射している。

(3) 今後の展望

・ 今後は、収集した一時資料のさらなる検討が必要になる。現在、整理中である。さらに本研究の成果を、さらに、20世紀初頭のイギリス女性労働者組織の運動の研究につなげていくつもりである。

・ また20世紀初頭の母性主義との関係を検討することが必要である。20世紀初頭の女性労働者の要求も、家族賃金と子どもの給食であったということは、その狭間に無償労働の評価と子どもの貧困の問題が入り込むと考えられる。

<引用文献>

赤木誠、児童手当をめぐる対立・調整・協働 イギリス福祉国家成立過程におけるリヴァプールの先駆的役割、社会経済史学、72 - 4、2006、3 - 23

赤木誠、地域社会のなかの慈善協会 20世紀初頭のリヴァプールにおける家族給付をめぐる論議と活動、社会政策、1 - 1、2008、128 - 139

赤木誠、家族手当をめぐる1920年代の多様な構想 フェミニズム・標準家族・非標準家族、ミネルヴァ書房、経済思想の中の貧困・福祉（小峯敦編）、2011、163 - 192

今井けい、日本経済評論社、イギリス女性運動史、1992

原伸子、ドイツにおける家族政策の「転換」と企業の対応 Robert Bosh Stiftung, *Unternehmen Familie*, 2006における家族、経済志林、第75巻第3号、2007、371 -

394

原伸子、有斐閣、ジェンダーの政治経済学 - 福祉国家・市場・ジェンダー、2016
深澤和子、東信堂、福祉国家とジェンダー・ポリティックス、2003

Lewis, J., Routledge, *Models of equality for women: the case of state support for children in twentieth-century Britain, Maternity & Gender Policies: Women and the Rise of the European Welfare States 1880s-1950s* (eds., G. Bock and P. Thane), 1991, 73-92

Pedersen, S., Cambridge University Press, *Family, Dependence, and the Origins of the Welfare State: Britain and France, 1914-1945*, 1993

Pateman, C., Polity Press, *The Disorder of Women*, 1989 (法政大学出版局、山田竜作訳、秩序を乱す女たち?、2014)

Rathbone, E. *Report on the Results of a Special Inquiry into the Condition of Labour at the Liverpool Docks*, on November 20th, 1903

Rathbone, E., *The Remuneration of Women's Services*, *The Economic Journal*, Vol.27, No. 105, 1917

Rathbone, E., Falling Wall Press, *The Inherited Family*, 1924

Thane, P., Routledge, *Visions of gender in the making of the British welfare state: the case of women in the British labour Party and social policy, 1906-1945*, *Maternity & Gender Policies: Women and the Rise of the European Welfare States 1880s-1950s*

(eds., G. Bock and P. Thane),
1991, 93-118

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

原 伸子、経済をジェンダー視点から考
えるーフェミニスト経済学とケアの視点、
月刊ウィラーン、査読無、Vol.759、2016、
4-7

原 伸子、社会的投資アプローチとジェ
ンダー平等、大原社会問題研究所雑誌、
査読有、第695・696号、2016、2-18

原 伸子、Unpaid Labor and the Critique
of Political Economy in Home Economics
and New Household Economics: From the
Feminist Economics Perspective、*The
History of Economic Thought*、査読有、
Vol.58、No.1、2016、1-20

原 伸子、新自由主義とジェンダー平等
政治学の視点から、大原社会問題研究
所雑誌、査読有、第683・684号、2015、
1-6

〔学会発表〕(計5回)

原 伸子、Flexible Work, Child Care
Policy and Gender Equality: A
Critical Assessment of 'Making Women
Active and Promotion Plan in Japan'、
25th Annual Conference of
International Association for
Feminist Economics、2016年6月25
日、National University of Ireland、
Galway(Ireland)、

原 伸子、新自由主義とジェンダー平等
日本における事例を中心に、第63回

経済理論学会全国大会、2015年11月21
日、一橋大学(東京都国立市)

原 伸子、Flexible Work, Deficiency of
Care and Child Poverty: A Critical
Assessment of Gender Equality Policy in
Japan、24th Annual Conference of
International Association for Feminist
Economics、2015年7月16日、Berlin
School of Economics and Law, Berlin
(Germany)

原 伸子、労働のフレキシビリティとケ
ア - 働く女性の「タイム・バインド」と
子どもの貧困、第62回経済理論学会全国
大会、2014年10月25日、阪南大学(大阪
府松原市)

原 伸子、フェミニスト経済学の展開
無償労働からケアへ、第78回経済学史
学会、共通論題「女性と経済学」、2014年
5月25日、立教大学新座キャンパス(埼玉
県新座市)

〔図書〕(計2件)

原 伸子、有斐閣、ジェンダーの政治経
済学 福祉国家・市場・家族、2016、292

原 伸子他、大月書店、現代社会と子ど
もの貧困 福祉・労働の視点から、2015、
316(原担当ページ、9-15, 141-168)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原 伸子 (HARA, Nobuko)

法政大学・経済学部・教授

研究者番号: 00136417